

<資料2>

都道府県立公園・国定公園・国立公園の比較

	比較要件	都道府県立自然公園	国定公園	国立公園	備考
1	指定年月日	森吉山県立自然公園 1968年(昭和43年10月1日)	——	十和田湖国立公園 1936年(昭和11年2月1日) 十和田八幡平国立公園 1956年(昭和31年)	
2	指定面積	森吉山県立自然公園 15,214ha	——	十和田八幡平国立公園 85,551ha	十和田地区:45,060ha 八幡平地区:40,491ha
3	根拠となる法令	都道府県条例	自然公園法(第2条)	自然公園法(第2条)	
4	公園の指定(5条)	都道府県知事が関係市町村及び環境審議会の意見を聴いて指定	環境大臣が都道府県の申出により環境審議会の意見を聴いて指定	環境大臣が関係都道府県及び環境審議会の意見を聴いて指定	森吉山の十和田国立公園編入又は新規国定公園昇格に係る選択は、市民の合意を得て決定するプロセスを必要とする。
5	行政的管理責任者	都道府県	都道府県	環境省	
6	景観	県を代表する優れた景観であり、県民及び県外からの来訪者の保健、休養及び教化並びに生物の多様性の保護に供するために保護し、利用を促進することが適当である地域。	我が国の風景を代表し、国立公園に準じて傑出性が高い自然の風景を有する地域又は優れた自然の風景地であり、広域からの多人数のより利用に供するために保護、利用を促進することが適当である地域。	偉大さ、雄大さ、美しさ、原生性、希少性、特殊性、固有性及び地学的現象の劇的性のいずれか又は複数の観点から、同一の風景型式中、我が国の風景を代表するとともに、傑出した自然の風景を有する地域。	
7	規模	比較的広大な地域とし、特に面積要件は定めない	原則として10,000ha以上 海岸又は島嶼は3,000ha以上	原則として30,000ha以上 海岸又は島嶼は10,000ha以上	森吉山県立自然公園(15,214ha)は単独で10,000ha以上の面積要件を満たしている。
8	自然性	原生的な景観核心地域を有していること	原生的な景観核心地域が原則として1,000ha以上	原生的な景観核心地域が原則として2,000ha以上	国指定森吉山鳥獣保護区(約6,602ha)の内、特別保護地区だけでも1,573haを有している。
9	公園計画の決定(7条)	県知事が関係市町村の意見及び審議会の意見を聴いて決定	環境大臣が関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定	環境大臣が関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定	
10	公園事業の決定(9条)	都道府県知事が審議会の意見を聴いて決定	都道府県知事が審議会の意見を聴いて決定	環境大臣が審議会の意見を聴いて決定	
11	公園事業の執行(10条・16条) (国・県・市町村の役割)	都道府県が執行 都道府県以外の者は、知事の許可を受けて、公園事業の一部を執行	都道府県が執行 市町村は都道府県知事に協議して、民間は許可を受けて、公園事業の一部を執行	国が執行 地方公共団体は環境大臣に協議して、民間は許可を受けて公園事業の一部を執行	国立公園の実際の整備は、都道府県が交付金を活用して実施。国直轄事業の対象区域である特別保護地区や第一種特別地域も県や山小屋組合等に頼っている状態。
12	自然公園等整備補助金・交付金	2005年から国の自然公園等整備費補助金が廃止	都道府県が行う国定公園等整備事業の45%を交付金算定 小規模な施設整備も交付金に含め、きめ細かい整備が可能になる。	都道府県が行う国立公園整備事業の50%を交付金算定	国立・国定公園の整備計画に位置づけられた交付金対象事業は、都道府県のみならず市町村も事業主体になれる。都道府県と市町村の負担割合は、各地域・事業の実情を踏まえ、独自に設定が可能。事業費は2千万及び4千万円以上とし3～5年計画
13	固定資産税が非課税となる一定の土地	①自然公園の特別保護地区及び第1種特別地域内の土地(山林、池沼、原野に限る)について、地方税法上非課税措置が講じられている他、第2種特別地域内の土地(集団施設地区含む)についても、これらの土地と同様の規制を受けていると認められる地域について、自然環境の保全とこれに伴う私権との調整を図る上で、その軽減措置を講ずることが適当とされた。(注1) ②自然公園指定の有無を問わず、水源の涵養、土砂の崩壊、その他の災害の防備、生活環境の安全・形成等、特定の公共の目標を達成するため、農林水産大臣、都道府県知事によって指定される保安林(森林法第25条)については、地方税法上非課税措置が講じられる。(注2)			(注1)各都道府県自然環境部局長あて環境省自然保護局企画調整課長通知 昭和50年5月19日環自企340号 (注2)私有地、社有地、入会地等が対象。
14	公園名称	森吉山県立自然公園 既存面積:(15,214ha)	森吉山国定公園 ・既存面積:(15,214ha)のまま昇格 ・環境調査後:拡張面積(? ha)で昇格	十和田・八幡平国立公園 面積:(85,551ha)	森吉山が十和田八幡平国立公園に編入された場合、名峰岩手山や秋田駒ヶ岳同様に八幡平地域という漠然とした名称の中に埋没することになる。
15	森吉山の国立・国定昇格に伴う考察	指定55年を経て、宿泊キャパと温泉資源の優劣を除けば、公園インフラの充実に加え国定公園の選定要件を凌ぐ、傑出した質の高い、あまたの自然環境を有している。	国定昇格は、すでに発見されてしまった花の百名山、奥森吉、奥阿仁の渓谷と名瀑群、湖水とブナ林をめぐる公園整備と利用の増進策をもって、十和田八幡平国立公園とは景観の質を異にする、独立峰ぐるっと森吉山ブランド化への好機である。	指定87年に及ぶ十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田山、酸ヶ湯温泉郷、八幡平、岩手山、乳頭山、秋田駒ヶ岳、乳頭温泉郷等のブランド化した中に森吉山が峰を越え、県境を跨いで入り込む余地も理由も必要性もなし。	県立・国定・国立のブランドで人は動いていない。そこに非日常を謳歌する絶景や異文化の体現があれば、人は地球の果てまで旅をする。それが観光である。十和田・八幡平国立公園の暖簾を掛けるのではなく、「ジオジャパンMt森吉」の御旗を立てるべし。

●1936(昭和11)年に八幡平地区を除外し「十和田湖」を国立公園に指定 ●1956(昭和31)年に八幡平地区を編入し十和田・八幡平国立公園が誕生(85,551ha) ●1968(昭和43)年に森吉山県立自然公園が誕生(15,214ha)